梅田　鉦一　城所　虎雄　近嵐　作三
野村　博　福迫　薩雄　三田　亨

正六位に叙する（各通）
相澤　文雄　磯田　清
岡村　哲彦　菊地　久

従六位に叙する（各通）
田上国三郎　新見　誠
岡本　進　森田　哲夫
藤原　謙次　宮澤藤四郎
吉田　實

正七位に叙する（各通）（以上三月二十八日）
渡邉　善一

従五位に叙する
阿部　丈夫　荒井　豊　岩崎好次郎
（鹿児島県警部）　上野　勉
高井　孝敏　堀之内良彦
松井　武　矢崎　良造

従六位に叙する（各通）
内海　豊藏

正七位に叙する（以上三月二十九日）
従六位
杉浦　次郎

従四位に叙する
岸田　威

従五位に叙する
大西　博　田部井庫二

従六位に叙する（各通）
大竹　利雄　菊谷　法男
斉藤　兵司　高橋　満

正七位に叙する（各通）（以上三月三十日）
河村　勝三

従四位に叙する
野原　直信

正六位に叙する
山口　維孝

従六位に叙する（以上三月三十一日）
上條　寿己

従六位に叙する（四月一日）

○叙勲

石原　隆

旭日双光章を授ける
（鹿児島県南大隅町議会議員）　前田　信親

旭日単光章を授ける（以上三月二十五日）
平井　廉一

旭日双光章を授ける
中山　静夫

旭日単光章を授ける（各通）（以上三月二十六日）
松本　徳郎

河合　一郎　金城　安信
境　司　藤田　肇

旭日単光章を授ける（各通）（三月二十七日）
石橋　重利

瑞宝双光章を授ける（三月二十五日）
隈井　眞

瑞宝小綬章を授ける
植田　好春　江木　勉　大橋　寛
大村　宏　澤　龍藏　菅原　孝
服部　外海　三上　榮一　吉田　賢治
吉田　重雄

瑞宝双光章を授ける（各通）
大谷　茂夫

瑞宝単光章を授ける（以上三月二十六日）
九矢　康男

瑞宝小綬章を授ける
遊井　滋　池上　方史　岩田　吉造
大竹　和雄　大西　靖夫　風間　保
柏木　浩　加藤　清治　川井　彰
川瀬　照治　木崎　信雄　木下　伸一
近藤可壽美　三田　茂美　千野根利夫
原田　好定　福島　義弘　丸山　泰行
森脇　敏夫　山崎　進

瑞宝双光章を授ける（各通）
亀井　謙　川北　正夫　郡司　昭信
千葉　孝喜　西川　武和

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十七日）
宮永　修

瑞宝小綬章を授ける
梅田　鉦一　岡村　哲彦　岡本　進
菊地　久　近嵐　作三　新見　誠
野村　博　三田　亨

瑞宝双光章を授ける（各通）
相澤　文雄　磯田　清

瑞宝単光章を授ける
（各通）（以上三月二十八日）
堀之内良彦　渡邉　善一

瑞宝双光章を授ける（各通）
（鹿児島県警部）　上野　勉

瑞宝単光章を授ける（以上三月二十九日）
岸田　威

瑞宝双光章を授ける（三月三十日）
野原　直信　山口　維孝

瑞宝双光章を授ける（各通）（三月三十一日）
上條　寿己

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十六日）
（海上保安官）　中山　静夫

皇室事項

認証官任命式

四月二十五日午後六時三十分、宮中において、最高裁判所判事木内道祥、特命全権大使貝谷俊男の認証官任命式が行われた。

行幸

天皇陛下は、四月二十四日午後三時十四分御出門、二〇一三年（第二十九回）日本国際賞授賞式に御臨席のため国立劇場（千代田区）へ行幸、同五時二分還幸、同六時三十一分御出門、同祝宴に御臨席のためホテルニューオータニ（同区）へ行幸、同八時五十七分還幸になった。

御祝電

天皇陛下は、四月二十七日南アフリカ共和国の国祭日につき、同月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、四月二十七日ルーマニア国の国祭日につき、同月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、四月二十日オランダ国女王陛下の御誕生祝日につき、同月二十六日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、四月二十日スウェーデン国国王陛下の御誕生日につき、同月二十六日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年5月1日

東北地方整備局長　徳山日出男

1　河川の名称　名取川水系笊川
2　廃川敷地等が生じた年月日　平成25年5月1日
3　廃川敷地等の位置　宮城県仙台市太白区富沢字舘105番2地先から同区富沢字宮崎62番5地先まで
4　廃川敷地等の種類及び数量　土地（河川管理施設を含む。）　1223.62平方メートル

労働

中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について

中央労働委員会の、中部区域の使用者を代表する地方調整委員である植田洋二氏の任期が平成25年7月18日をもって満了するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の2第4項の規定により準用する同令第20条第1項の規定により、使用者団体、特定独立行政法人（労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の3第2項に規定する特定独立行政法人をいう。1において同じ。）は、下記により、使用者を代表する地方調整委員の候補者を推薦されたい。

平成25年5月1日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

1　推薦者資格　上記の候補者を推薦する資格を有するものは、2以上の都道府県にわたって組織を有する使用者団体又は特定独立行政法人であること。

2　被推薦者資格　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3　推薦手続　推薦に当たっては、別記様式1による推薦書に被推薦者の履歴書及び地方調整委員に就任することについての内諾書を添付すること。

4　推薦書類の提出期限　平成25年5月30日

5　推薦書類の提出先　厚生労働省政策統括官付労政担当参事官室（〒100－8916　東京都千代田区霞が関1－2－2中央合同庁舎第5号館）

別記様式1

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

使用者団体名又は特定独立行政法人名
（代表者名）　印

中央労働委員会の使用者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の2第4項の規定により準用する同令第20条第1項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、使用者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。